

# 身近にある大切な人権を知ろう！守ろう！

## 同和問題（部落差別）

かつての身分制度や、歴史的・社会的に形成された人々の意識により差別されてきた方たちが住まわされていた場所を「同和地区（被差別部落）」といい、この地区出身の人たちに対するいわれのない差別が「同和問題（部落差別）」です。現在でも、本人の知らないところで出生地が調査され、結婚や就職で

差別をされるといったことが起こっています。また、インターネット上に同和地区やその出身者の差別的な事柄を掲載することは、重大な人権侵害です。このような差別をなくすために、同和問題とはどのようなことなのかを「正しく知り」、あなたの周りで現実に行っている差別に「気付く」ことが重要です。

### 社会福祉会館（東墨田2-7-1）



社会福祉会館では、人権や生活環境等に関する地域からの相談をはじめ、人権・同和問題に対する理解を深めるための活動や、地域住民の福祉を推進するための事業にも取り組んでいます。この施設は、どなたでもご利用になれますので、まずは、地域交流の場としてお立ち寄りいただき、人権や同和問題を考えるきっかけにしてみませんか。

## 子どもの人権

未来を担うかけがえのない存在である子どもが、健やかに、個性豊かに成長することは、誰もが願うことです。しかし、いじめや体罰、児童虐待など、子どもの健全な発達を妨げる重大な人権侵害が問題となっています。子どもの人権を守る

ためには、子どもを一人の人間として尊重し、健全に育てていくことが大切です。また、地域の方による子どもへの気配り等で、早い段階から子どもの変化・サインに気付くなど、地域・社会全体で支援していくことも必要です。

### すみだの魅力「おせっかい」で、子育て家庭を見守りましょう

子育て中の方が抱く不安や疑問を解消することは、子どもの人権を守ることに繋がります。これは、私一人ですることではなく、様々な方との支え合いがあって初めて実現します。私は、「オレンジリボンキャンペーン」や「ゆる育児キャンペーン」に参加させていただき、医師としての知識や経験を子育て中の方へ発信しました。こうした活動は、地域の方や関係者とのつながりから実

現したことです。子どもやその保護者と接するときは、自分の身に置き換え、思いを共感するよう心掛けています。子どもが健やかに、のびのびと成長できる社会を実現するため、皆さんには、すみだの魅力である「おせっかい」を活かして、近所の子どもを気に掛けていただきたいと思います。地域のつながりで、子どもや子育て中の方を孤立させないようにしましょう。



小児科医 増田 理枝子さん

## 障害者の人権

障害のある人もない人も、社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、幸福な人生をめざして、共に生活する社会こそが望ましいとする考え方を、「ノーマライゼーション」といいます。制度や建物等の適切な整備は進められていますが、私たちの意識の中

で「障害のある人に対する障壁（バリア）」がまだ残っています。障害は誰にでも生じる可能性があるもので、その人の一部分であり、違いに過ぎません。障害がある人となない人が共に生きる社会の実現には、私たちの心の中にあるバリアを取り除くことが大切です。

### 墨田区 24 時間障害者虐待通報ダイヤル

区では、「墨田区 24 時間障害者虐待通報ダイヤル」を開設し、障害者への虐待に関する通報・届出・相談を、24 時間・365 日受け付けています。虐待を受けている障害者自身が、それを虐待だと認識できない場合や、被害を訴えられない場合もあります。あなたの気付きが、障害者

を救う一歩になりますので、虐待を受けたと思われる障害者を発見した方や、虐待をしてしまったと悩んでいる方は、すぐにご連絡ください。**【費用】無料** \* 電話料金は連絡した方の負担**【通報先】** ☎3625-1103・FAX 5608-6423・✉sumida.syougai.gcall@dsn.co.jp

### 障害者の人権に配慮しつつ、必要なお手伝いをしています

私は、すみだ障害者就労支援総合センターで、身体・知的・精神障害者の就職活動のお手伝いをしています。また、会社と個人との間で、障害者の人権が尊重されるよう配慮するのも、私の役目です。例えば、企業へ提出する書類には、本人の弱いところ・できないことを本人の了解のうえ、しっかりと記入し、採用する側と共有します。一見、就職活動では不利のように感じますが、弱い部分を共有す

ることで、採用された後のフォロー体制の整備につながり、より働きやすい職場環境を手に入れることができます。また、本人に関して何かを決定する場合、その判断の主体は常に障害者本人であることも大切です。まちで障害者を見つけたら、あいさつをしてみてください。そんなささいなことの積み重ねが、障害者にとって住みやすい地域をつくる第一歩につながるのだと思います。



すみだ障害者就労支援総合センター 社会福祉士・精神保健福祉士 諸星有恒さん

## 高齢者の人権

高齢者に対し親族等が暴力を振るう、暴言を吐く、無視する、財産を無断で処分する、介護を放棄するといったことが社会問題となっています。こうした問題の主な原因として、介護する方の負担やストレスが大きくなっていることが挙げられます。このため、介護

する方は、周囲に相談する、適切な介護サービスを受けるなど、負担を軽減する工夫が必要です。高齢者の特性について周囲の人が正しく認識し、支えていくこと、また、社会の発展に貢献してきた高齢者を敬い、感謝の気持ちをもつことが大切です。

### 高齢になっても、その人らしく、いきいき暮らせるよう、一緒に考えましょう

「高齢者の人権を守る」というと難しく聞こえますが、大切なのは高齢者がその人らしく、いきいきと暮らせるように支えるということだと思います。ですので、私たちがご相談を受ける場合には、その方が大事にしてきたことや好きなもの、これからこうしたいといったお気持ちをできるだけ尊重するようにしています。

高齢者の中には、困っていても胸の中に封じ込めてしまう、どこに相談したらよいか分からないという方もいらっしゃいます。そういう場合は、周囲が変化に気付くことが大切です。日ごろから声を掛け合い、さりげない見守りで、お互いの変化に気付いて支え合える地域を皆さんと一緒に築いていけたらと思います。



みどり高齢者支援総合センター 社会福祉士 佐々木 真貴子さん

## 男女共同参画社会と女性の人権

今日では、男女は平等であるべきだという考え方は広く浸透していますが、かつて女性は男性と比べ社会的に低い地位に置かれていた時代が長く続きました。「男は仕事、女は家庭」、「育児や介護は女性の仕事」といった固定的な役割分担意識や男女の賃金格差、募集・採用に関する差別など様々な問題がありました。現在は、女性の社会進出が実現されつつあり、若い世代においては、男性も家事や育児

を行うなど、性別による固定的な役割分担意識は薄れてきました。しかし、世界では日本の男女平等指数順位は105位(平成25年)と低迷しており、まだまだ男女共同参画社会の実現に向けて取り組まなければならない課題があります。また一方で、女性の人権問題として、DV(ドメスティック・バイオレンス=配偶者や交際相手等から受ける精神的・身体的暴力)

や職場等におけるセクシャル・ハラスメント(性的ないやがらせや行為による苦痛など)、つきまとい・迷惑メールなどのストーカー行為といった重大な人権侵害が社会問題となっています。男女がお互いを一人の人間として尊重し認め合うとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が取れる仕組みについて社会全体で考えていくことが必要です。

### すみだ女性センター（押上2-12-7-111）



男女共同参画社会の実現に向け、「すすかけ大学」や「すみだパバスクール」などの講座・講演会、区民による運営・協力委員会活動を行っています。また、皆さんの自主活動のための施設貸出し(有料)や情報資料の提供、専門のカウンセラーによる「女性のためのカウンセリング&DV相談」も行っています。

#### ■女性のためのカウンセリング&DV相談

**【相談日時】**月・火・水・金曜日と第2土曜日の午前10時～午後4時(祝日・年末年始を除く) **【費用】無料【申込み】**事前に電話で相談専用電話 ☎5608-1772 へ

人権に関する問題でお悩みの方は、下表の窓口へお気軽にご相談ください。



人権イメージキャラクター 人KEN まもる君・人KEN あゆみちゃん

区内では11人の人権擁護委員が、人権に関する「まちの身近な相談役」として活動中です。人権擁護委員は、区市町村長が地域の住民で人権擁護に対する深い理解のある方を推薦し、法務大臣が委嘱した方々です。活動内容や担当地域など、詳しくはお問い合わせください。

#### ■法律・人権相談

**【相談日時】**毎週月・水・金曜日 ▶ 午前10時～11時半 ▶ 午後1時～4時 \* 1回30分 **【ところ】**すみだ区民相談室(区役所1階) **【費用】**無料 **【申込み】**相談当日の午前9時から電話で、すみだ区民相談室 ☎5608-1616 へ

#### ■東京法務局での人権相談

▶ 常設相談(全国共通人権相談ダイヤル) ☎0570-003-110 \* 面接による相談もあり ▶ 子どもの人権 110番 ☎0120-007-110 ▶ 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 \* PHS・IP電話などからは ☎5213-1372

**【受付日時】**平日の午前8時半～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

#### ■区内の人権擁護委員(敬称略)

阿部博道、大島 有紀子、木ノ内 建造、安藤朝規、高島敏秀、寺内照恒、石森 ミネ子、加藤明紀夫、三宅 裕、佐野 とさえ、中野剛史